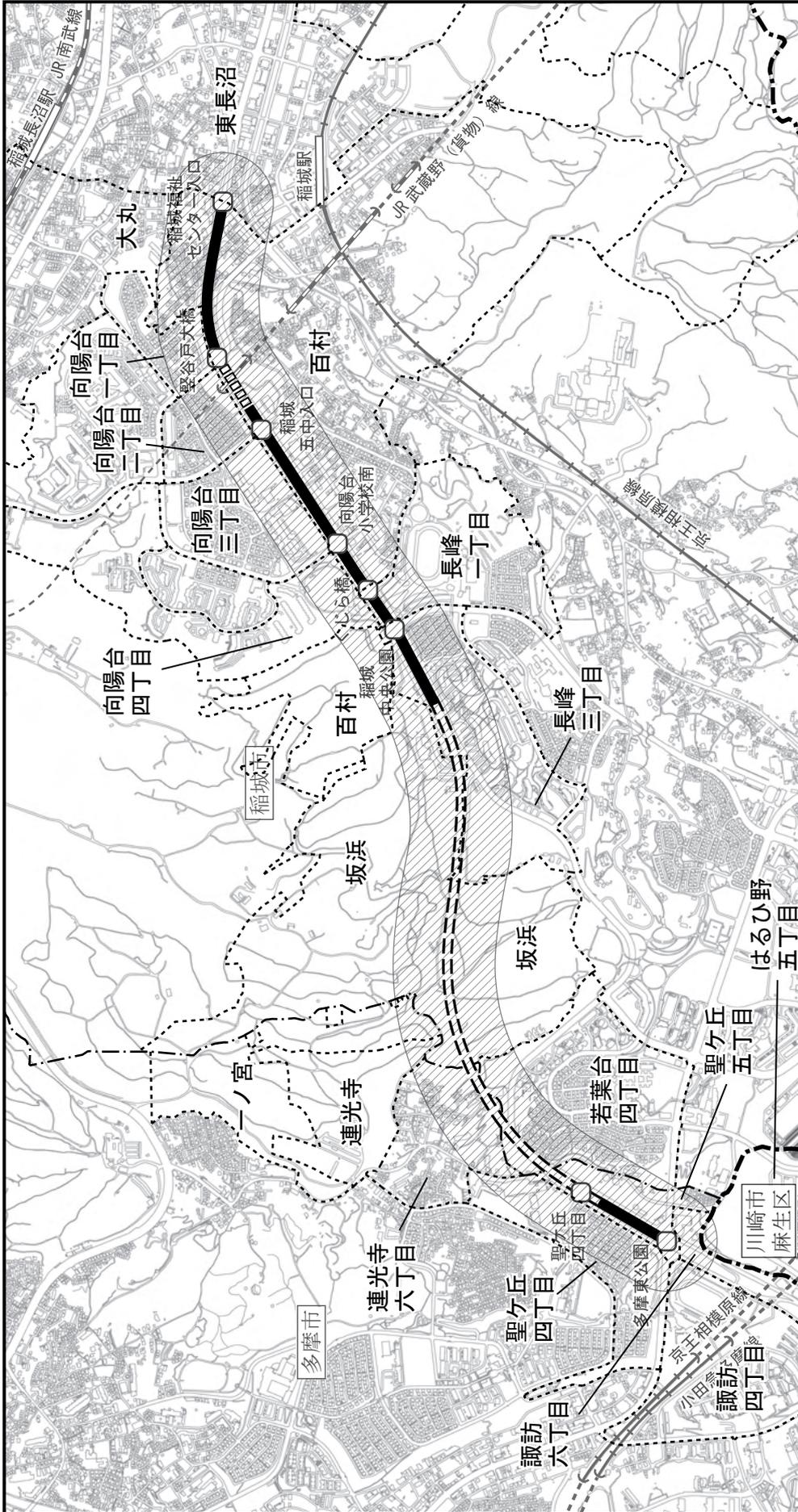


第9章 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する市の名称及びその地域の町名

本事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域は図 9-1 に示す範囲です。
当該地域を管轄する市の名称及びその地域の町名は表 9-1 に示すとおりです。

表 9-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域の管轄する市及び町名

市名	町名
多摩市	一ノ宮の一部、連光寺の一部、連光寺六丁目の一部、聖ヶ丘四丁目の一部、聖ヶ丘五丁目の一部、諏訪四丁目の一部及び諏訪六丁目の一部
稲城市	東長沼の一部、大丸の一部、向陽台一丁目の一部、向陽台二丁目の一部、向陽台三丁目の一部、向陽台四丁目の一部、百村の一部、坂浜の一部、長峰一丁目の一部、長峰三丁目の一部及び若葉台四丁目の一部
川崎市	はるひ野五丁目の一部



凡例

— (thick black line)	計画道路 (平面構造)	▨ (hatched box)	計画道路から片側約150mの範囲
≡≡≡ (double line)	計画道路 (トンネル構造)	○ (circle)	交差点
□□□□ (dashed line)	計画道路 (橋りょう構造)	— (line with cross-ticks)	鉄道
— (dash-dot line)	都県界		
- - - (dotted line)	市界		
⋯⋯⋯ (dotted line)	町界		

N **1:20,000**
 0 0.5 1km

図9-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域